

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

株主・取引先・従業員をはじめとするステークホルダーと企業価値を分かち合えるように経営の健全性、効率性を目指すとともに、ステークホルダーがその判断を出来るように可能な限りの情報を開示することをコーポレート・ガバナンスの基本とし、法令を順守するとともに企業の社会的責任を果たすべく安全な製品の供給と環境の保全に努め、地域社会との共生を図ってまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【対象コード】

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【補充原則1-2】

当社は、2021年の定時株主総会より議決権の電子行使を開始しました。

招集通知の英訳については、外国人株主の比率が低いことから行っておりませんが、株主構成を注視し必要があれば今後検討してまいります。

【原則1-4】

保有株式に係る議決権行使に関する基準を策定・開示はしておりませんが、取締役会で、投資有価証券の保有状況の報告を行うなどにより、リターンとリスクについての検証を行っております。

また、有価証券報告書にて、株式の保有状況を開示しております。

【補充原則3-1】

海外投資家の比率が低いことから、対応は行っていません。

今後、状況が大きく変化するような事態になれば検討を行います。

【補充原則3-1】

経営戦略の開示の際にサステナビリティ等に関連する情報の開示はおこなっておりませんが、EV関連、再生可能エネルギー関連等環境に配慮した新ビジネスの展開でサステナビリティについて取り組んでおります。

【補充原則4-8】

会社を取り巻く環境を総合的に勘案して、状況を見ながら、当社にとって必要であると判断すれば、情報交換・認識共有の場を提供することを検討致します。

【原則4-10】

当社にとって必要であると判断すれば、設置を検討致します。

【補充原則4-10】

指名委員会・報酬委員会は設置していませんが、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任および報酬額の決定にあたっては、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会の答申の結果を基に決定しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【対象コード】

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【原則1-7】

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での承認を要することとしております。

また、取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しております。

当社役員、取締役が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならない体制を整えております。

【補充原則2-4】

女性の管理職登用、外国人の採用、中途採用者の管理職への登用など、男女差なく、適切な評価により、人材登用を行っている。

また、人材育成方針に基づき、採用計画および教育計画を策定し、積極的な社内環境整備などを実施することで、人材育成を効率的に行っております。

【原則2-6】

総務部人事担当が、企業年金の専門組織である運用委託金融機関「三井住友信託銀行」と密に連携を取りながら、企業年金の運用を行ってお

ります。  
定期的に運用結果の報告を受けることで、適切に管理しております。  
また、結果を経理部にも送付し、評価を行っております。

【原則3 - 1】

- ( ) 経営の基本方針や経営戦略につきましては有価証券報告書にて開示しております。
- ( ) コーポレートガバナンスの基本方針につきましては、本報告書の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」および有価証券報告書にて開示しております。
- ( ) 取締役の報酬等の決定に関する方針については株主総会招集通知および有価証券報告書にて開示しております。
- ( ) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選解任および監査等委員である取締役の候補者の選定にあたっては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は取締役会にて取締役の相互評価の結果および候補者の能力、知見等を勘案し取締役会にて決定しております。監査等委員である取締役については、監査等委員会にて候補者を選定し、取締役会にて候補者の能力、知見等を勘案し決定しております。
- ( ) 株主総会招集通知にて候補者の選任理由などを掲載し、株主の皆様への説明を行っております。

【補充原則4 - 1】

当社は、各種会社規定に基づき、経営の意思決定機関としての取締役会とその意思決定に関する業務執行体制としてすべての部店所長を対象とした部店長会議や取締役・部長が委員長となるその他の各種委員会を設け活動を行っております。

【原則4 - 9】

有価証券報告書にて、東京証券取引所の独立役員の基準を根拠にし当社の独立性を判断している旨、開示しております。

【補充原則4 - 11】

考え方は明確に定めてはおりませんが、知識・経験・能力のバランス、多様性を考慮し、営業、生産、管理の各分野から、広く取締役を選出しております。  
スキル・マトリックスについて招集通知にて開示しております。

【補充原則4 - 11】

株主総会招集通知や有価証券報告書にて、役員の兼任状況について、開示しております。

【補充原則4 - 11】

当社は、毎年、各取締役の実効性について、各取締役の自己評価をもとに、分析・評価を行っております。

【補充原則4 - 14】

社外講習の受講などを定期的を実施し、必要な知識の習得を行うなどのトレーニングを実施しております。

【原則5 - 1】

当社では、当該事項に対する方針については特段定めておりませんが、IR担当部署は総務部が担い、株主や投資家の面談要請については原則対応しミーティング等を実施しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イワブチ取引先持株会	97,500	9.08
住友商事株式会社	50,000	4.65
イワブチ従業員持株会	41,800	3.89
公益財団法人光奨学会	38,000	3.54
株式会社常陽銀行	35,900	3.34
損害保険ジャパン株式会社	33,800	3.15
日本製鉄株式会社	32,000	2.98
三井住友信託銀行株式会社	31,300	2.91
光岡 毅	23,550	2.19
野村信託銀行株式会社(投信口)	21,400	1.99

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし





会社規定において、内部監査部門は、監査等委員会と緊密な連携を図り、社内の監査体制、監査計画、監査実施状況及び内部統制全般などの報告を行うことを定め、内部監査部門は、常勤監査等委員と日常的に連携を図っております。  
内部監査部門は、監査等委員会の求めに応じて報告を行うこととしております。

### 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【独立役員関係】

独立役員の数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	3名
---	----

その他独立役員に関する事項

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現在のところ必要ないものと考えています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

令和4年3月期における取締役に支払った報酬等の総額は、243,315千円です。当該額の中には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。

なお、連結報酬等の総額が1億円以上である取締役はおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

##### a 役員の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬は、株主総会で決議された報酬限度額以内で、監査等委員会の答申等を含めて取締役会の決議にて決定しております。なお、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬については毎年6月に取締役会で委任を受けた代表取締役社長が、従業員の給与体系を念頭に、役位、担当業務、経歴等を勘案の上で年俸を決定する。支給方法は、毎月、年俸の月割り金額を支給しております。

監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会の協議にて決定しております。業績の向上により、役員賞与を支給する場合は、株主総会の決議としております。

##### b 役員の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長内田秀吾が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の事業を把握し、各取締役の評価を行うには代表取締役が適任であると判断したためであります。

取締役の個人別の報酬額の内容の決定にあたっては、取締役会にて決議した取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬を基に、代表取締役社長が作成し、担当取締役と総合的に検討を行っており、取締役会としては、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポート体制として、取締役会の議案書及び付属資料等は事前に配付し、また、必要な情報は総務部から電話又は電子メールで速やかに伝達しております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

#### 元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

名

#### その他の事項

当社は、代表取締役が業務上の必要性を認めた場合、社内規定に基づき、代表取締役等を退任した者に対して相談役または顧問を委嘱します。

相談役または顧問の業務内容は、会社経営上の課題について、助言または解決のための支援活動を行うものであります。なお、相談役または顧問は取締役会には出席致しません。

相談役または顧問の委嘱は取締役会決議を要することとしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

### (1) 業務執行

取締役会は、現在12名の取締役(うち監査等委員である取締役4名)で構成されており、原則月1回の定例取締役会を開催し、法令で定められた事項及び業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

・構成員の氏名

議長	代表取締役社長	内田 秀吾
	取締役副社長	宮崎 洋一
	専務取締役	遠藤 雅道
	常務取締役	渡邊 尚浩
	常務取締役	富樫 一郎
	取締役	篠崎 泰之
	取締役	松下 茂
	取締役	池田 俊雄
	取締役(常勤監査等委員)	鈴木 健司



社外取締役(監査等委員) 永田 健  
社外取締役(監査等委員) 土屋 文実男  
社外取締役(監査等委員) 高品 恵子

常務会は、現在5名の取締役(社長、副社長、専務、常務2名)で構成されており、原則月1回の常務会を取締役会の前に開催し、会社の組織運営、その他経営に関する重要な事項について審議しております。

・構成員の氏名

議長 代表取締役社長	内田 秀吾
取締役副社長	宮崎 洋一
専務取締役	遠藤 雅道
常務取締役	渡邊 尚浩
常務取締役	富樫 一郎

#### (2) 内部監査及びISO外部審査

社長室長を責任者とする各部門・子会社単位で監査する経営全般の監査は、各部門・子会社に対し2年に1回以上実施され、その結果は、取締役に報告されております。

また、ISO管理責任者によるISOマネジメントシステム監査及びISO認証機関による外部審査は年1回実施され、その結果は、経営層に報告されております。

#### (3) 監査等委員会監査

監査等委員会は、相互の協議による職務分担に従い、取締役会及び各種委員会に出席するとともに監査計画に基づいて業務及び財産の状況を調査し、取締役及び部門関係者と面談し、電磁記録のアクセスを通じて監査を実施しております。

監査等委員会は、常勤監査等委員である取締役1名、監査等委員である社外取締役3名で構成し、原則として監査等委員会を2か月に1回開催しております。

・構成員の氏名

取締役(常勤監査等委員) 鈴木 健司
社外取締役(監査等委員) 永田 健
社外取締役(監査等委員) 土屋 文実男
社外取締役(監査等委員) 高品 恵子

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

#### (5) 役員賠償責任保険(D&O保険)契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当社の取締役および従業員を被保険者とし、これらの役職の立場で行った行為による損害賠償金及び争訟費用等を補填することとしております。ただし、当該保険契約においては法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなど、一定の免責事由を定めることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は当社が全額負担しております。

#### (6) 取締役の定数

当社の取締役は(監査等委員である取締役を除く。)15名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

#### (7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を、また、累積投票によらない旨を定款に定めております。

#### (8) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

##### ア. 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等による自己株式の取得ができる旨を定款に定めております。

##### イ. 中間配当

当社は、株主の皆様への利益還元を充実させるため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

#### (10) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役3名を含む取締役会と過半数が独立社外取締役である監査等委員会の連携を中心に、内部統制システムの整備とISOマネジメントシステムを通じて、経営に対する監督機能の強化を充分に図れることから、現状の体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	令和4年6月28日開催の第72回定時株主総会の招集通知は、令和4年6月8日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	毎年株主総会集中日と予測される日を選んだ開催日の設定を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を採用しております。

## 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ( <a href="https://www.iwabuchi.co.jp/">https://www.iwabuchi.co.jp/</a> )において、企業情報およびその他の投資家向けIR情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:総務部	

## 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>イワブチグループの企業行動指針を下記のとおり定め、ステークホルダーに対し、真摯な姿勢で向き合う旨を規定しております。</p> <p>イワブチグループは社会の変化を先取りした積極的かつ健全な事業経営を通じて、社会的責任を果たしていくために次の7原則を行動指針とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安全性や品質に十分配慮した製品を開発・提供し、顧客の満足と信頼を得る。</li> <li>2. 自由な競争を通じ、適正で公正な取引を行なう。</li> <li>3. 法令と規則を順守する。</li> <li>4. 透明性を重視し、企業情報を適切に開示する。</li> <li>5. 環境保全に積極的に取り組む。</li> <li>6. 安全で働きやすい職場環境を確保する。</li> <li>7. 良き企業市民として地域社会に貢献する。</li> </ol>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>(1)環境保全活動等の実施</p> <p>ISO9001およびISO14001に関して一般財団法人日本品質保証機構の審査登録を受け、そのマネジメントシステムを活用し、製品の品質管理による不良低減等を通じて材料等の資源の有効利用と環境保全に積極的に取り組んでおります。</p> <p>(2)CSR活動等の実施</p> <p>地域社会への貢献として、地域の奨学金交付団体である公益財団法人光奨学会に対し、運営資金面を含む事業活動を支援しております。</p> <p>また、松戸市立図書館、江戸川を守る会、盲導犬を普及させる会、日本赤十字社等に寄付等の支援をしております。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>イワブチグループの企業行動指針において、透明性を重視し、企業情報を適切に開示することは、当社グループが積極的かつ健全な事業経営を通じて社会的責任を果たすための前提と位置付けております。</p> <p>これを基に、ステークホルダーが当社の企業価値、社会的役割等を的確に評価できるように、会社情報(決定事実に関する情報、発生事実に関する情報、決算に関する情報)の適時開示に係る社内体制を整備しております。</p> <p>一例として、仕入先で構成された協会において、生産情報等の情報交換会を行っております。</p>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### (1) 基本的な考え方

内部統制システムは、経営の健全性を目指すコーポレート・ガバナンスの中核であるとの認識のもとに、企業が開示する情報が適正であることを確保する手段と考えております。また、業務の効率性を確保するとともに、法令を順守し、経営に重大な影響を与える事故や不祥事を未然に防止するリスク管理システムとして捉えております。

なお、内部統制システムは当社グループの企業行動指針を踏まえ、企業規模、業界の特殊性、経営への影響度、社会的責任、費用対効果を十



分考慮した上で整備しております。

## (2) 整備状況

毎月開催する組織横断的委員会である予算審議委員会、販売企画委員会、生産計画委員会、品質管理委員会に取締役も出席し、各問題点につき審議し解決を図っております。

環境保全委員会及び安全衛生委員会を定期的開催し、環境関係法令・労働安全衛生の法令の順守状況を評価するとともに、職場の改善事項につき審議しております。

社長室・総務部・経理部・情報システム部で関係業務の内部体制について責任を持ち、営業部門・製造部門の各業務へのモニタリングを、日常業務を通じて実施しております。

ISOマネジメントシステムを重要な内部統制システムとして採用し、運用しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### (1) 基本的な考え方

「イワブチグループ企業行動指針」および「コンプライアンスの具体的項目」を策定し、その中で、法令および規則を順守し、反社会的な勢力および団体とは対決することを明記しております。

### (2) 整備状況

対応統括部門を総務部とし、所轄警察署、顧問弁護士等の外部機関と連携し、また、社内イントラネットにおいて対応マニュアルを掲示するなどして、反社会的勢力からの不当要求等に対応することとしております。

また、千葉県企業防衛協議会、千葉県暴力団追放県民会議、松戸市職場警察連絡協議会に加入する等、反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、必要な情報を社内へ周知しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

#### (1) コーポレート・ガバナンス体制の模式図

添付のとおりであります。

#### (2) 適時開示体制の概要

##### ア. 行動指針

「イワブチグループ企業行動指針」において、透明性を重視し、企業情報を適切に開示することおよび法令と規則を順守することを定めております。

また、「コンプライアンスの具体的項目」において、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示することを定めております。

##### イ. 社内規定に基づく体制

社内規定として「インサイダー取引防止管理規定」を定めております。この規定は、内部情報に関する把握、管理および適時情報開示に関する行動基準を示し、情報の漏洩および不正な取引等を防止し、企業の社会的責任を果たすことを目的としております。

特に、会社情報の開示に関しましては、株主はもちろんのこと、取引先、社員、地域社会をも含めた重要なステークホルダーに対して、企業が社会的存在としての役割期待を果たしていくことも重要であると考え、その意味で株主や投資家が的確に企業価値を評価できるように、より一層適時適切な情報開示に努めるものです。

このような考えに基づき、会社情報の適時開示に係る社内体制に関しましては、次のとおりであります。

##### (ア) 決定事実に関する情報

当社および当社の子会社の経営に重要な影響を及ぼす事項または及ぼすおそれがあると考えられる事項については、常務会の協議を経て、取締役会または社長により決定され(事実の決定)、総務部長が速やかに情報開示を行っております。

##### (イ) 発生事実に関する情報

当社および当社の子会社の経営に重要な影響を及ぼす事実または及ぼすおそれがあると考えられる事実が発生した場合(事実の発生)、各部門長は速やかに社長および総務部長に報告し、総務部長が速やかに情報開示を行っております。

また、役職員が取得した情報が法定上の重要事実該当しない場合でも、当該部門長は総務部長に照会し、総務部長は開示の要否を判断して、情報開示を行っております。

##### (ウ) 決算に関する情報

決算に関する情報は、経理部長が取締役会へ報告を行い、取締役会の承認を受け、総務部長が速やかに情報開示を行っております。

##### ウ. 会社情報の適時開示に係る社内体制の模式図

添付のとおりであります。

#### (3) コーポレート・ガバナンスの充実に向けての今後の検討課題

ア. 製品品質リスクの軽減に向けて、子会社・協力会社の品質管理をより一層強化する体制を検討しております。

イ. 一般業務監査とISO内部監査の連携によるより効率的な内部監査体制を模索しております。

